

2020年度(令和2年度)
修学支援新制度(日本学生支援機構奨学金(給付)／授業料減免)
日本学生支援機構奨学金(貸与)
学業成績基準について

学部学生

希望する奨学金の種別により出願資格が異なります。基準を満たしていない場合は、推薦対象になりません。
 修学支援新制度による給付奨学金と授業料減免の学業成績は一致することから、本紙では給付奨学金における学業成績基準のみ記載します。

■ 給付奨学金

在学期	学業成績基準
1学期	次のア～ウのいずれか一つに該当すること。 ア 出身高等学校調査書に記載された評定平均値が3.5以上 イ 高等学校卒業程度認定試験合格者 ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等による大学の審査で認められている者
2学期目以上	前学期までの累積学業成績が次のア、イのいずれか一つに該当すること。 ア GPAが2.4以上であること ^{※1} イ 修得した単位数が標準修得単位数 ^{※2} 以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等による大学の審査で認められる者

- * 在学期 2学期以上(在学生)の成績については、大学が保有する成績データにより確認します。
- ※1 修得した単位数が標準修得単位数の5割以下の場合や、修業年限内で卒業できないことが確定している場合は基準外となる
- ※2 標準修得単位数=卒業要件単位数÷8×(2020年4月時点での在学期数-1)
- 例) 卒業要件単位数が124単位の新2年次生(在学3学期目)の場合: 124÷8×(3-1)=31単位

■ 貸与奨学金

種別	学年 ^{※1}	在学期	学業成績基準
第一種	1年次生	1学期	次の①～③のいずれか一つに該当すること(ただし、③は2017年度以降入学者に限る)。 ① 出身高等学校調査書に記載された評定平均が3.5以上 ② 高等学校卒業程度認定試験合格者 ③ 生計維持者の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者、生活保護受給世帯の者または社会的擁護を必要とする者(児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等)であって、大学の審査により、次のアまたはイのいずれかに該当すると認められる者 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ. 学習に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
		2学期	1年次生1学期の学業成績基準①～③のいずれか一つに該当すること(ただし、③は2017年度以降入学者に限る)。 さらに、①または②に該当する場合は、2年次生以上(在学3学期目以上)の学業成績基準も満たすこと。
第二種	1年次生	1学期	特になし
		2学期	特になし
併用貸与 ^{※7}	1年次生	1学期	第一種と同じ
		2学期	第一種と同じ
併用貸与 ^{※7}	2年次生以上	3学期以上	標準修得単位数 ^{※5} を概ね満たしていること
		3学期以上	第一種と同じ

- * 在学期 2学期以上(在学生)の成績については、大学が保有する成績データにより確認します。
- ※1 ここ示す学年は、2020年春学期時点で次に示す学期に在学していることを意味する。
 1年次=在学期1 または 2学期目 2年次以上=在学期3学期目以上
 なお、2020年4月学部1年次入学者は在学期1学期目です。
- ※2 成績証明書における評価の表示については、各学部の履修要項で確認すること。
- ※3 表示がF・合・Hとなった科目(学校・社会教育講座科目を含む)は対象外とする。ただし、GLAP開講科目「Study Abroad 1」と「Study Abroad 2」の2科目は対象とする。
- ※4 表示がF・合・H・認となった科目(学校・社会教育講座科目を含む)は対象外とする。
- ※5 標準修得単位数=卒業要件単位数÷8×(2020年4月時点での在学期数-1)
 例) 卒業要件単位数が124単位の新2年次生(在学3学期目)の場合: 124÷8×(3-1)=31単位
- ※6 成績証明書における評価の表示がS・A・B・Cとなった科目の合計単位数が80単位の場合、S・A評価の科目の合計単位数40単位以上であれば、第一種の学業成績基準を満たしていることになる。
- ※7 第一種受給中(予約生含む)の者が、併用貸与への変更を希望する場合も、第一種と同じ学業成績基準が必要となる。